

「日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領」令和5年4月3日付改正 新旧対照表

赤字部分は改正箇所

改正後	現行
<p>第2 用語</p> <p>この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。</p> <p>1 「取組実施機関」とは、調理師養成施設(調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた施設)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設又は製菓分野(製パンを含む。以下同じ。)の課程を置く大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程(専門士の称号を付与できるものに限る。)を置くもの)のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本の食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 製菓分野の課程を置く大学等については、次の①から⑦までに規定する履修科目等の要件を満たしていること。</u></p> <p><u>① 衛生法規</u></p>	<p>第2 用語</p> <p>この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。</p> <p>1 「取組実施機関」とは、調理師養成施設(調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた施設)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設又は製菓分野(製パンを含む。以下同じ。)の課程を置く大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程(専門士の称号を付与できるものに限る。)を置くもの)のうち、<u>別記様式第1号に規定する履修科目等の要件を満たすものをいう。以下同じ。</u>)のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本の食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

② 公衆衛生学

③ 食品学

④ 食品衛生学

⑤ 栄養学

⑥ 製菓理論

⑦ 480 時間以上の製菓実習

2 「外国人調理師等」とは、取組実施機関において、調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者、製菓衛生師法第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設を卒業した者又は製菓分野の課程を置く大学等を修了した者（1 (4)）に定める要件を満たす課程を履修し、学士、短期大学士、準学士又は専門士を取得した者であって、製菓衛生師養成施設を卒業した者を除く。以下同じ）のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うものをいう。

(1) ～ (4) (略)

(5) 製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、卒業した後3年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、申請書にその旨を宣誓していること。

3 (略)

(1) ～ (3) (略)

2 「外国人調理師等」とは、取組実施機関において、調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者、製菓衛生師法第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設を卒業した者又は製菓分野の課程を置く大学等を修了した者（別記様式第1号）に定める要件を満たす課程を履修し、学士、短期大学士、準学士又は専門士を取得した者であって、製菓衛生師養成施設を卒業した者を除く。以下同じ）のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うものをいう。

(1) ～ (4) (略)

(5) 製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、卒業した後三年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、申請書にその旨を宣誓していること。

3 (略)

(1) ～ (3) (略)

<p>(4) 過去<u>3</u>年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) 過去<u>三</u>年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3 人材育成の対象とする業務の範囲等</p> <p>1 第2の4に規定する調理等に関する技能を要する業務は、2の要件を満たし、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「菓子製造業」の許可を得ている</u>事業所で提供される料理又は飲食料品の調理等の業務であって、外国人調理師等の技能の向上及び日本の食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3 人材育成の対象とする業務の範囲等</p> <p>1 第2の4に規定する調理等に関する技能を要する業務は、2の要件を満たし、<u>日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における飲食店（中分類76）、菓子小売業（製造小売）（細分類番号5861）、パン小売業（製造小売）（細分類番号5863）、旅館・ホテル（細分類番号7511）及びリゾートクラブ（細分類番号7592）に該当する</u>事業所で提供される料理又は飲食料品の調理等の業務であって、外国人調理師等の技能の向上及び日本の食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第4 実習計画の策定及び認定</p> <p>1 取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、外国人調理師等ごとに別記様式第1号<u>の1</u>により、原則として当該計画に係る外国人調理師等の在留期間満了日から1か月以上前までに農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における飲食店（中分類76）、菓子小売業（製造小</u></p>	<p>第4 実習計画の策定及び認定</p> <p>1 取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、外国人調理師等ごとに別記様式第1号により、原則として当該計画に係る外国人調理師等の在留期間満了日から1か月以上前までに農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>旅館・ホテル又はリゾートクラブ</u>に該当する事業所において特定調理等活動を行わせる場合にあつては、外国人調理師等に調</p>

売) (細分類番号 5861)、パン小売業 (製造小売) (細分類番号 5863) 以外の産業に該当する事業所において特定調理等活動を行わせる場合にあつては、外国人調理師等に調理等以外の業務に従事させない旨の誓約

(13) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 調理師免許又は製菓衛生師免許を有している外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を5年以内としていること。

(5) 本事業に従事する時点において製菓衛生師免許を取得していない外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を3年としていること。

(6) 特定調理等活動を行う外国人調理師等の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり3人以内としていること。

(7) ~ (9) (略)

(10) これまで本事業において、第 13 による実習計画の認定の取消し又は第 17 による報告が求められたことがある取組実施機関又は受入機関については、当該取消し又は報告の原因となった事実に照らして、その実施体制・方法が確実に改善されていると認められること。

3 (略)

理等以外の業務 (例：フロント業務、宿泊客の荷物運搬、客室整備、売店等の販売業務、館内清掃等) に従事させない旨の誓約

(13) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 調理師免許又は製菓衛生師免許を有している外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を5年以内としていること。

(5) 本事業に従事する時点において製菓衛生師免許を取得していない外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を三年としていること。

(6) 特定調理等活動を行う外国人調理師等の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり三人以内としていること。

(7) ~ (9) (略)

(新設)

3 (略)

<p>第5 実習計画の変更</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 1に定める重要な変更は、次に掲げる通りとする。</u></p> <p><u>(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画内容に関する変更。</u></p> <p><u>(2) 受入機関の変更(第12の2により申請する場合を除く。)</u></p> <p><u>(3) 特定調理等活動を実施する事業所の変更。</u></p> <p><u>(4) 受入期間の変更。</u></p> <p><u>(5) 外国人調理師等の在留中の住居の変更。</u></p> <p><u>(6) 取組実施機関における修得状況の評価担当者又は監査責任者の変更。</u></p> <p>3 農林水産省は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。</p> <p>4 農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第4号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。</p> <p><u>5 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に変更が生じた場合(1により申請する場合を除く。)、取組実施機関は、別記様式第5号により農林水産省に速やかに報告しなければならない。</u></p>	<p>第5 実習計画の変更</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 農林水産省は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。</p> <p>3 農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第4号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第7 修得状況の評価</p> <p>1 取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1</p>	<p>第7 修得状況の評価</p> <p>1 取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1</p>

<p>回、外国人調理師等の特定調理等活動を通じた調理等の知識及び技能に係る修得状況を評価し、その結果を別記様式第<u>6</u>号により遅滞なく農林水産省に報告することとする。</p> <p>2 農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を判断し、その結果について、別記様式第<u>7</u>号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。<u>(ただし、実習計画の実施に当たり、在留期間の更新が不要な場合は、当該通知を省略することができる。)</u>。</p>	<p>回、外国人調理師等の特定調理等活動を通じた調理等の知識及び技能に係る修得状況を評価し、その結果を別記様式第<u>5</u>号により遅滞なく農林水産省に報告することとする。</p> <p>2 農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を判断し、その結果について、別記様式第<u>6</u>号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。</p>
<p>第8 監査</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも半年に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方出入国在留管理局（以下「管轄地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第4の1 (5) に定める休暇の取得状況に関すること。</u></p> <p>(4) 安全性の確保に関すること。</p> <p>(5) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。</p> <p>(6) その他農林水産省が必要と認めること。</p> <p>2 受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第<u>8</u>号の<u>1</u>を<u>例に</u>、取組実施機関に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。</p>	<p>第8 監査</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも半年に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方出入国在留管理局（以下「管轄地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 安全性の確保に関すること。</p> <p>(4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。</p> <p>(5) その他農林水産省が必要と認めること。</p> <p>2 受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第<u>7</u>号により取組実施機関に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。</p>

<p>3 取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定調理等活動が実施されるよう、<u>受入機関及び外国人調理師等に対して適切な指導等の</u>必要な措置を講ずるとともに、別記様式第8号の2により農林水産省に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。</p> <p>4 農林水産省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず受入機関又は事業所に対し自ら監査を行う又は取組実施機関に監査を行うことを指示することができる。</p> <p>(削る。)</p>	<p>3 取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定調理等活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第8号により農林水産省に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。</p> <p>4 農林水産省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず受入機関又は事業所に対し自ら監査を行う又は取組実施機関に監査を行うことを指示することができる。</p> <p><u>5 農林水産省は、1又は4に定める監査において、外国人調理師等の受入状況に関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について取組実施機関及び受入機関に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。</u></p>
<p>第9 外国人調理師等との面接</p> <p>1 取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定調理等活動の実施状況等について、特定調理等活動の最初の1年間においては第8に定める監査とは別に少なくとも半年に1回、2年目以降においては必要と認めるときに、外国人調理師等と面接し当該実施状況等を確認し、<u>懸案事項がある場合は、</u>別記様式第9号により<u>遅滞なく</u>農林水産省に報告するものとする。</p> <p>2 受入機関は、取組実施機関が<u>1</u>に定める面接をするときは、面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。</p>	<p>第9 外国人調理師等との面接</p> <p>1 取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定調理等活動の実施状況等について、特定調理等活動の最初の1年間においては第8に定める監査とは別に少なくとも半年に1回、2年目以降においては必要と認めるときに、外国人調理師等と面接し当該実施状況等を確認し、別記様式第9号の<u>1又は2</u>により農林水産省に報告するものとする。</p> <p>2 受入機関は、取組実施機関が<u>前項</u>に定める面接をするときは、面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。</p>
<p><u>第10 受入機関からの同意書の提出</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>受入機関は、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の向上を図る観点から、取組実施機関が行う指導に従うことに同意し、別記様式第1号の2により同意書を作成することとする。取組実施機関及び受入機関は、別記様式第1号の1とともに、当該同意書を農林水産省に提出しなければならない。</u></p>	
<p><b>第11</b> 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置 1～4 (略)</p>	<p><b>第10</b> 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置 1～4 (略)</p>
<p><b>第12</b> 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置 1 取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師等に責がなく、かつ、本人が継続して特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定調理等活動の継続に必要な措置を講ずるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。 2・3 (略) 4 第5の3の規定は、<u>3</u>の場合に準用する。</p>	<p><b>第11</b> 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置 1 取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師等に責がなく、かつ、本人が継続して特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定調理等活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。 2・3 (略) 4 第5の3の規定は、<u>3</u>の場合に準用する。</p>
<p><b>第13</b> 実習計画の認定取消 1 農林水産省は、受入機関に対し第17の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師等が特定調理等活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。 2 農林水産省は、受入機関又は外国人調理師等が第2の2及び3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときも<u>1</u>と同様とす</p>	<p><b>第12</b> 実習計画の認定取消 1 農林水産省は、受入機関に対し第8の5の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師等が特定調理等活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。 2 農林水産省は、受入機関又は外国人調理師等が第2の2及び3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときも<u>前項</u>と同様と</p>



<p>る。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>する。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p><b>第14</b> 農林水産省への報告</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式<b>第10号</b>から<b>第12号</b>までにより農林水産省に報告しなければならない。</p> <p>(1) 外国人調理師等の特定調理等活動が終了し、帰国<b>する</b>場合</p> <p>(2) 外国人調理師等が帰国した後、日本の食文化の海外への普及に係る業務に就業した場合</p> <p><b>(削る。)</b></p> <p><b>(3)</b> 実習計画に即した特定調理等活動が実施されていないことが判明した場合</p> <p><b>(4)</b> 特定調理等活動の継続が不可能となった場合</p> <p><b>(5)</b> 外国人調理師等又は受入機関が第4の2に掲げる要件を満たさなくなった場合</p> <p><b>(6)</b> 取組実施機関又は受入機関において外国人調理師等が所在不明と判断した場合</p> <p><b>(7)</b> その他特定調理等活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第13</b> 農林水産省への報告</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式<b>第9号</b>から<b>第14号</b>までにより農林水産省に報告しなければならない。</p> <p>(1) 外国人調理師等の特定調理等活動が終了し、帰国<b>した</b>場合</p> <p>(2) 外国人調理師等が帰国した後、日本の食文化の海外への普及に係る業務に就業した場合</p> <p><b>(3) 外国人調理師等が第4の1(5)に定める休暇を取得した場合</b></p> <p><b>(4) 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に変更が生じた場合(第5の1の規定に基づき申請する場合を除く。)</b></p> <p><b>(5)</b> 実習計画に即した特定調理等活動が実施されていないことが判明した場合</p> <p><b>(6)</b> 特定調理等活動の継続が不可能となった場合</p> <p><b>(7)</b> 外国人調理師等又は受入機関が第4の2に掲げる要件を満たさなくなった場合</p> <p><b>(8)</b> 取組実施機関又は受入機関において外国人調理師等が所在不明と判断した場合</p> <p><b>(9)</b> その他特定調理等活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合</p> <p>2 (略)</p>

<p><b>第15</b> 関係省庁への報告</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方出入国在留管理局に報告するものとする。</p> <p>(1) 農林水産省により実習計画の認定を受けたとき。</p> <p>(2) 農林水産省により実習計画の変更の承認を受けたとき。</p> <p>(3) <b>第14</b>の1に掲げる場合が生じたとき。</p> <p>(4) 農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第14</b> 関係省庁への報告</p> <p>1 取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方出入国在留管理局に報告するものとする。</p> <p>(1) 農林水産省により実習計画の認定を受けたとき。</p> <p>(2) 農林水産省により実習計画の変更の承認を受けたとき。</p> <p>(3) <b>第13</b>の1に掲げる場合が生じたとき。</p> <p>(4) 農林水産省により実習計画の認定を取り消されたとき。</p> <p>2 (略)</p>
<p><b>第16</b> 農林水産省共通申請サービスによる申請等</p> <p><u>1 取組実施機関は、第4の1、第5の1及び第12の2による申請又は第5の5、第7の1、第8の1、第9の1及び第14の1による報告（以下「申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>2 取組実施機関は、システムを使用する方法により第4の1、第5の1及び第12の2による申請を行う場合は、受入機関の同意を得なければならない。当該申請は、取組実施機関と受入機関が共同で行ったものとみなす。</u></p> <p><u>3 取組実施機関は、システムを使用する方法により申請等を行う場合は、本要領の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。</u></p> <p><u>4 農林水産省は、システムを使用する方法により申請等を行った取組実施機関に対する認定、承認及び通知については、システム</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>5 取組実施機関がシステムを使用する方法により申請等を行う場合は、農林水産省が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。</u></p>	
<p><u>第 17 取組実施機関及び受入機関に対する是正措置等</u></p> <p><u>農林水産省は、次に掲げるときは、取組実施機関又は受入機関に対し必要な報告を求め、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 申請等の繰り返しの又は著しい遅延により、本事業の実施に支障を生じる場合など、農林水産省が是正が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(2) 申請等の内容と外国人調理師等の実習状況が著しく乖離している場合など、農林水産省が是正が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(3) その他、農林水産省が是正が必要と認めたとき。</u></p>	(新設)
<p><u>第 18 海外での日本の食文化普及活動従事のための支援</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 農林水産省は、取組実施機関から<u>第 14</u>の1の(1)による報告を受けたとき、特定調理等活動を終了した外国人調理師等に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。</p>	<p><u>第 15 海外での日本の食文化普及活動従事のための支援</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 農林水産省は、取組実施機関から<u>第 13</u>の1の(1)による報告を受けたとき、特定調理等活動を終了した外国人調理師等に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。</p>
<p>別記様式第1号<u>の1</u></p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">実習計画認定申請書</p>	<p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画認定申請書</p>

農林水産省 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

(削る。)

(受入機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

(削る。)

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請する。

記

1 推薦する外国人調理師等

氏名

住所

国籍・地域

農林水産省 食料産業局長 殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊟

(受入機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊟

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請をする。

記

1 推薦する外国人調理師等

氏名 :

住所 :

国籍 :

<p>2 受入期間 (削る。)</p> <p>3 特定調理等活動を実施する事業所名 <u>及び</u> 事業所の所在地</p> <p>4 要件への該当 (1) 取組実施機関に係る要件 (削る。)</p> <p>(2) 外国人調理師等に係る要件 (削る。)</p>	<p>2 受入期間：<u>令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日（〇年〇ヶ月）</u> <u>※受入期間の年号については、西暦でも可</u></p> <p>3 特定調理等活動を実施する事業所名 <u>特定調理等活動を実施する</u> 事業所の所在地</p> <p>4 要件への該当 (1) 取組実施機関に係る要件 <u>※人員については、監査が実施可能な人数を確保することとし、労務・人事関係業務に精通し、監査の実施能力がある人員体制を確保していることが分かる書類を添付</u> <u>※その他必要書類</u> <u>①調理師等養成施設の指定に係る文書（養成施設以外は告示の写し）、②職務経歴書、③直近の財務諸表、④職業紹介に係る許可又は開始届出受理に係る文書</u></p> <p>(2) 外国人調理師等に係る要件 <u>※定型の署名文への署名の写しを添付（意思確認書、資格証明、年齢確認書類等）</u> <u>※その他必要書類</u> <u>①調理師免許証又は製菓衛生師免許証（調理師等免許証又は製菓衛生師免許証がない場合は、第2の1に規定されている取組実施機関の卒業証書。ただし、調理師免許証、製菓衛生師免許証については、取得後速やかに提出すること。）②成績証明書等成績優秀であることを証する書類③誓約書1（風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の記載が</u></p>
---	--

(3) 受入機関に係る要件  
(削る。)

あるもの)、誓約書2(調理・製菓以外の業務に従事させない旨の記載があるもの)、誓約書3(申請時に製菓衛生師免許を取得していない場合、実習期間三年以内に製菓衛生師の試験を受ける旨の記載があるもの)※誓約書1、2は「取組実施機関」及び「受入機関」の連名での誓約が必要。誓約書3は、取組実施機関、受入機関、外国人調理師等の連名の誓約が必要。  
④雇用契約書(労働範囲・職種が記載されたもの)

(第2の2で規定する製菓分野の課程を置く大学等を修了した者については、以下の書類が必要)

①成績証明書等成績優秀であることを証する書類②履修証明書③卒業証明書(学位(称号)の分かるもの)④推薦状(取組実施機関が発行したもの)⑤誓約書1(風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の記載があるもの)、誓約書2(調理・製菓以外の業務に従事させない旨の記載があるもの)、誓約書3(実習期間三年以内に製菓衛生師の試験を受ける旨の記載があるもの)※誓約書1、2は「取組実施機関」及び「受入機関」の連名での誓約が必要。誓約書3は、取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等の連名の誓約が必要。⑥雇用契約書(労働範囲・職種が記載されたもの)

※なお、要件を満たすための必要な履修科目及び履修時間は、以下とする。  
①衛生法規②公衆衛生学③食品学④食品衛生学⑤栄養学⑥製菓理論⑦製菓実習(480時間以上)

(3) 受入機関に係る要件

※労働条件の確保については「労働条件通知書の写し」、安全性の確保については「労働災害の防止及び安全衛生の管理に係る取組内容」(労働安全衛生法に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施(※2)並びに雇入れ時及び定期健康診断の実施について等)、雇用保険等についてはその証明等を添付

	<p>※2 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調理器具、食料品加工機械等の安全な取扱方法</li> <li>○作業手順</li> <li>○作業開始前点検に関する事項</li> <li>○疾病の原因及び予防に関する事項</li> <li>○整理、整頓及び清潔の保持に関する事項</li> <li>○事故時における応急措置及び退避に関する事項</li> <li>○その他安全及び衛生に関する対策等</li> </ul>												
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">実習計画</p> <p>1 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項</p> <p>(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画案</p> <p>1) 従事する調理等業務の内容、目標とする技能のレベル</p> <table border="1" data-bbox="329 1002 1072 1246"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>従事する調理 業務の内容</th> <th>目標とする技能レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(事例ごとの対応。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る。)</p>	段 階	従事する調理 業務の内容	目標とする技能レベル	(事例ごとの対応。)			<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">実習計画</p> <p>1 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項</p> <p>(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画案</p> <p>1) 従事する調理等業務の内容、目標とする技能のレベル</p> <table border="1" data-bbox="1202 1002 1946 1246"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>従事する調理 業務の内容</th> <th>目標とする技能レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(事例ごとの対応。)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">* 受入機関が作成する修得計画により、段階的に従事する調理業</p>	段 階	従事する調理 業務の内容	目標とする技能レベル	(事例ごとの対応。)		
段 階	従事する調理 業務の内容	目標とする技能レベル											
(事例ごとの対応。)													
段 階	従事する調理 業務の内容	目標とする技能レベル											
(事例ごとの対応。)													

<p>2) 受入機関が適切と考えられる理由等を記載</p> <p>(2) 施設</p> <p>事業所名</p> <p>事業所<u>の所在地</u></p> <p>施設概要</p> <p>(削る。)</p> <p>2 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項</p>	<p><u>務に内容及び目標とする技能レベルをまとめた計画案を作成する。</u></p> <p>○</p> <p><u>* 目標とする技能レベルの中に、次の安全衛生教育の内容が全て網羅されていることを確認する。</u></p> <p><u>○調理器具、食料品加工機械等の安全な取扱い方法</u></p> <p><u>○作業手順</u></p> <p><u>○作業開始前点検に関する事項</u></p> <p><u>○疾病の原因及び予防に関する事項</u></p> <p><u>○整理、整頓及び清潔の保持に関する事項</u></p> <p><u>○事故時における応急措置及び回避に関する事項</u></p> <p><u>○その他安全及び衛生に関する対策等</u></p> <p><u>なお、一部内容を新人研修等で集中的に実施する対応も可。</u></p> <p>2) 受入機関が適切と考えられる理由等を記載</p> <p>(2) 施設</p> <p>事業所名</p> <p>事業所<u>住所</u></p> <p>施設概要</p> <p><u>※事業所の従業員数、面積、客席数及び厨房の概要等を記載し、店舗内部及び厨房の図面・写真等を添付</u></p> <p>2 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項</p>
--	--



<p>(削る。)</p> <p>3 在留中の住居の確保に関する事項 (削る。)</p> <p>4 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項</p> <p>5 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項</p> <p>(1) 調理等の指導員</p> <p>氏名</p> <p>勤務先 (削る。)</p> <p>経歴 (削る。)</p> <p>(2) 生活指導員</p> <p>氏名</p> <p>勤務先 (削る。)</p> <p>経歴 (削る。)</p> <p>6 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項 (削る。)</p>	<p><u>※実施体制 (①評価予定時期、②評価実施場所、③評価担当者)、技能評価基準及び評価手法を記載</u></p> <p>3 在留中の住居の確保に関する事項 <u>※賃貸物件又は自社所有建物等の住所及び概要を記載</u></p> <p>4 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項</p> <p>5 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項</p> <p>(1) 調理等の指導員</p> <p>氏名</p> <p>勤務先 <u>※勤務する会社及び事業所名を記載</u></p> <p>経歴 <u>※調理等に関する経験等を記載</u></p> <p>(2) 生活指導員</p> <p>氏名</p> <p>勤務先 <u>※勤務する会社及び事業所名を記載</u></p> <p>経歴 <u>※人事管理等に関する経験等を記載</u></p> <p>6 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項 <u>※外国人調理師等に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を記載</u> <u>※直近の決算が黒字であること、又は過去3年間の経営が安定していること</u></p>
--	---

<p>7 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項 （削る。）</p> <p>8 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項</p> <p>9 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項</p>	<p><u>とを証する財務諸表等を添付</u></p> <p>7 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項</p> <p><u>※相談対応及び監査の実施に関する事項については、</u></p> <p><u>①取組実施機関の相談及び監査責任者の役職・資格・氏名等</u></p> <p><u>②相談及び監査担当者の役職・資格・氏名等</u></p> <p><u>③監査担当者1名当たりが担当する受入機関数</u></p> <p><u>④相談及び監査の実施体制、方法等</u></p> <p><u>等を記載</u></p> <p><u>例：相談窓口の連絡先、相談担当者、相談受付メールアドレス、相談を受け付けた場合の処理方法、相談記録様式、相談記録の保存期間等</u></p> <p><u>監査の実施予定回数、実施人数、確認事項（業務実態、賃金の適正な支払い、健康診断の適正な実施、安全衛生教育の適正な実施、労働保険・社会保険の加入状況等）、確認すべき書類（賃金台帳、タイムカード、就業規則、時間外労働及び休日労働に関する協定、健康診断の実施記録、安全衛生教育の実施記録等）確認方法（チェックリスト等）</u></p> <p>8 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項</p> <p>9 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項</p>
---	---

<p><u>別記様式第1号の2</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年月日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>取組実施機関による指導等を受け入れる旨の同意書</u></p> <p><u>農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業部)殿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>所在地</u> <u>名称</u> <u>代表者の役職・氏名</u></p> <p><u>受入機関〇〇〇は、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の向上を図る観点から、取組実施機関〇〇〇〇が行う指導等に従います。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u> <u>年月日</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画認定通知書</p> <p><u>(別記参照) 殿</u></p>	<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: right;"><u>年月日</u> <u>番 号</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画認定通知書</p> <p><u>取組実施機関の代表者殿</u></p>

<p style="text-align: center;">農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u></p> <p>日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人調理師等を雇用する<u>受入機関名</u>及び<u>受入機関の所在地</u></li> <li>2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所<u>の所在地</u></li> <li>3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍・地域</li> <li>4 受入期間</li> <li>5 認定した実習計画の内容</li> </ol> <p><u>別記</u></p> <p><u>取組実施機関の代表者名</u></p> <p><u>受入機関の代表者名</u></p> <p><u>外国人調理師等名</u></p>	<p><u>受入機関の代表者殿</u></p> <p><u>外国人調理師等殿</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省 <u>食料産業局長</u></p> <p>日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人調理師等を雇用する機関名及び機関<u>住所</u></li> <li>2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所<u>住所</u></li> <li>3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍</li> <li>4 受入期間</li> <li>5 認定した実習計画の内容</li> </ol>
---	---

<p>(削る。)</p> <p>※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名、住所及び 国籍・<u>地域</u>並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載</p> <p>※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載</p> <p>※実習計画の写しを添付</p>	<p><u>※取組実施機関の代表者宛、受入機関の代表者宛及び外国人調理師等宛の通 知書はそれぞれ別葉とする。</u></p> <p>※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名、住所及び 国籍並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載</p> <p>※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載</p> <p>※実習計画の写しを添付</p>
<p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">実習計画変更申請書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">(取組実施機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(削る。)</p> <p style="text-align: center;">(受入機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称</p>	<p>別記様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画変更申請書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">(取組実施機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">(受入機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称</p>

代表者の役職・氏名	代表者の役職・氏名
(削る。)	印
<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>	<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>
<p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第12の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。</p>	<p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第11の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。</p>
<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>	<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)</p>
<p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第12の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。</p>	<p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第11の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。</p>
記	記
<p>1 変更事項</p> <p>〇〇〇〇〇</p> <p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p>	<p>1 変更事項</p> <p>〇〇〇〇〇</p> <p>(変更前)</p> <p>(変更後)</p>

<p>2 変更理由 ○○○○○○○○○○</p> <p>※変更前、変更後の実習計画を添付 ※<u>変更事項を裏付ける</u>資料も添付</p>	<p>2 変更理由 ○○○○○○○○○○</p> <p>※変更前、変更後の実習計画を添付 ※<u>変更後の実習計画を転部する際は、その事項を裏付けする</u>資料も添付</p>
<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u> <u>年月日</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画変更承認通知書</p> <p><u>(別記参照) 殿</u></p> <p style="text-align: center;">農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u></p> <p>日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の2 (又は<u>第12</u>の3) に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領第5の3 (又は<u>第12</u>の4)</p>	<p>別記様式第4号</p> <p style="text-align: right;"><u>年月日</u> <u>番 号</u></p> <p style="text-align: center;">実習計画変更承認通知書</p> <p><u>取組実施機関の代表者殿</u> <u>受入機関の代表者殿</u> <u>外国人調理師等殿</u></p> <p style="text-align: center;">農林水産省 <u>食料産業局長</u></p> <p>日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の2 (又は<u>第11</u>の3) に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領第5の3 (又は<u>第11</u>の4)</p>

に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する受入機関名及び受入機関の所在地
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所の所在地
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍・地域
- 4 受入期間
- 5 変更を承認した実習計画の内容

別記

取組実施機関の代表者名

受入機関の代表者名

外国人調理師等名

(削る。)

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名及び国籍・

地域並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※実習計画の写しを添付

に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する機関名及び機関住所
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所住所
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍
- 4 受入期間
- 5 変更を承認した実習計画の内容

※取組実施機関の代表者宛、受入機関の代表者宛及び外国人調理師等宛の通知書はそれぞれ別葉とすること

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名及び国籍

並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※実習計画の写しを添付



別記様式第 5 号

(削る。)

年月日  
(削る。)

実習計画変更報告書

農林水産省 大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 殿

(削る。)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

(削る。)

(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は 第 12 の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産 (新食) 第〇〇号により認定された〇〇〇〇 (外国人調理師等の氏名) の実習計画 について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 5 の 5 に基づき報告する。

(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は 第 12 の 2) に基づく実習計画変更 を している場合)

別記様式第 13 号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

実習計画変更報告書

農林水産省 食料産業局長 殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

印

(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は 第 11 の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇 (外国人調理師等の氏名) について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 13 の 1 の (4) の規定 に基づき報告する。

(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は 第 11 の 2) に基づく実習計画 を 変更している場合)

<p>令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）<u>の実習計画</u>について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第<u>5の5</u>に基づき報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項 〇〇〇〇〇 （変更前） （変更後）</p> <p>2 変更理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p><u>※必要に応じて変更事項を裏付ける資料を添付</u></p>	<p>令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第 <u>13の1の(4)の規定</u>に基づき報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更事項 〇〇〇〇〇 （変更前） （変更後）</p> <p>2 変更理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p>別記様式第<u>6</u>号</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">修得状況評価実施報告書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）</u> 殿</p>	<p>別記様式第<u>5</u>号</p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">修得状況評価実施報告書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p>

<p style="text-align: center;">所在地 名 称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(削る。)</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしている場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行ったので、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施場所及び実施日</p>	<p style="text-align: center;">所在地 名 称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしている場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施場所及び実施日</p>
--	---

<p>2 評価を行った外国人調理師等 氏名 住所 国籍・<u>地域</u></p> <p>3 取組実施機関の実施体制 ※評価を実施した者の役職、氏名を記載</p> <p>4 評価の内容 ※実習計画に則った技術評価基準に基づく評価結果を添付</p>	<p>2 評価を行った外国人調理師等 氏名 住所 国籍</p> <p>3 取組実施機関の実施体制 ※評価を実施した者の役職、氏名を記載</p> <p>4 評価の内容 ※実習計画に則った技術評価基準に基づく評価結果を添付</p>
<p>別記様式第<u>7</u>号</p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u> <u>年月日</u></p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p><u>(別記参照) 殿</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省 <u>大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）</u></p>	<p>別記様式第<u>6</u>号</p> <p style="text-align: right;"><u>年月日</u> <u>番 号</u></p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p><u>取組実施機関の代表者殿</u> <u>受入機関の代表者殿</u> <u>外国人調理師等殿</u></p> <p style="text-align: right;">農林水産省 <u>食料産業局長</u></p>

外国人調理師等の調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する報告があった件について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する受入機関  
名称  
所在地  
代表者の氏名
- 2 対象の特定調理等活動  
外国人調理師等の氏名  
外国人調理師等の住所  
外国人調理師等の国籍・地域  
受入期間  
事業所名  
事業所の所在地
- 3 特定調理等活動を継続することの適否

外国人調理師等の調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する報告があった件について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を通知します。

記

- 1 受入機関  
名称  
住所  
代表者の氏名
- 2 対象の特定調理等活動  
外国人調理師等の氏名  
外国人調理師等の住所  
外国人調理師等の国籍  
受入期間  
事業所名  
事業所住所
- 3 特定調理等活動を継続することの適否

<p><u>別記</u></p> <p><u>取組実施機関の代表者名</u></p> <p><u>受入機関の代表者名</u></p> <p><u>外国人調理師等名</u></p>	
<p>別記様式<u>第8号の1</u></p> <p>(受入機関→取組実施機関)</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">受入状況報告書</p> <p>取組実施機関の代表者殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 名 称 代表者の役職・氏名 (削る。)</p> <p>令和（平成）〇〇年〇月〇日付〇〇 <u>(新食) 第〇〇号</u>により日本の食文化海外普及人材育成事業に認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告<u>する</u>。</p>	<p>別記様式第<u>7号</u></p> <p>(受入機関→取組実施機関)</p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番 号</u></p> <p style="text-align: center;">受入状況報告書</p> <p>取組実施機関の代表者殿</p> <p style="text-align: center;">所在地 名 称 代表者の役職・氏名 <u>印</u></p> <p>令和（平成）〇〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により日本の食文化海外普及人材育成事業に認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告<u>します</u>。</p>

記	記
<p>1 実習の実施 ※実習計画についての実施状況等を記載</p> <p>2 労働条件の確保 ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p><u>3 休暇の取得状況</u> ※申請書に記載した休暇の取得状況等を記載</p> <p><u>4 安全性の確保</u> ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p><u>5 雇用保険等への加入</u> ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p><u>6 その他</u> ※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載</p>	<p>1 実習の実施 ※実習計画についての実施状況等を記載</p> <p>2 労働条件の確保 ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 安全性の確保</u> ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p><u>4 雇用保険等への加入</u> ※<u>様式1</u>の申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p><u>5 その他</u> ※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載</p>
<p>別記様式第8号の<u>2</u> (取組実施機関→<u>農林水産省</u>)</p> <p style="text-align: right;">年月日</p>	<p>別記様式第8号 (取組実施機関→<u>食料産業局長</u>)</p> <p style="text-align: right;">年月日</p>

(削る。)	番 号
受入状況報告書	受入状況報告書
農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u> 殿	農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿
所在地 名 称 代表者の役職・氏名	所在地 名 称 代表者の役職・氏名
(削る。)	印
<p>(これまでに実施要領第5の1 (又は第12の2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産 <u>(新食) 第</u>〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告<u>する</u>。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は第12の2) に基づく実習計画変更<u>を</u>している場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産 <u>(新食) 第</u>〇〇号により実習計画変更が</p>	<p>(これまでに実施要領第5の1 (又は第11の2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入<u>れ</u>状況を報告<u>します</u>。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は第11の2) に基づく実習計画<u>を</u>変更している場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された</p>



認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり報告する。

記

#### 1 監査の実施

(1) 実施場所及び実施日

(2) 取組実施機関の実施体制

※監査を実施した者の役職、氏名を記載し、そのうち1名を責任者として記載

(3) 監査の実施方法

※受入機関の対応者、聞き取り、帳簿の確認等受入状況の確認方法を記載し、チェックリスト等による監査結果を添付。また、必要に応じ帳簿の写し等も添付

#### 2 受入状況

(1) 実習の実施

※実習計画についての実施状況等を記載

(2) 労働条件の確保

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

#### 1 監査の実施

(1) 実施場所及び実施日

(2) 取組実施機関の実施体制

※監査を実施した者の役職、氏名を記載し、そのうち1名を責任者として記載

(3) 監査の実施方法

※受入機関の対応者、聞き取り、帳簿の確認等受入状況の確認方法を記載し、必要に応じ帳簿の写し等を添付

#### 2 受入状況

(1) 実習の実施

※実習計画についての実施状況等を記載

(2) 労働条件の確保

※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載

<p>(3) 休暇の取得状況 ※申請書に記載した休暇の取得状況等を記載</p> <p>(4) 安全性の確保 ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p>(5) 雇用保険等への加入 ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p>(6) その他 ※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) 安全性の確保 ※申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p>(4) 雇用保険等への加入 ※<u>様式1</u>の申請書に記載した内容についての実施状況等を記載</p> <p>(5) その他 ※農林水産省から指示があった場合において、指示に従い記載</p>
<p>(削る。)</p>	<p>別記様式第9号の1</p> <p style="text-align: right;">年月日 番 号</p> <p style="text-align: center;">面接状況報告書</p> <p>農林水産省食料産業局長殿</p> <p style="text-align: center;">(取組実施機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名 称</p>

	<p style="text-align: right;">代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、特に問題がないことを報告します。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、特に問題がないことを報告します。</p>
<p>別記様式第9号</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">面接状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)</u> 殿</p>	<p>別記様式第9号の2</p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">面接状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p>

<p>(削る。)</p> <p>所在地</p> <p>名 称</p> <p>代表者の役職・氏名</p> <p>(削る。)</p>	<p>(取組実施機関)</p> <p>所在地</p> <p>名 称</p> <p>代表者の役職・氏名</p> <p>印</p>
<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の懸案事項があつたので報告する。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の懸案事項があつたので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 面談日時</p>	<p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の事案がありましたので報告します。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の事案がありましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 面談日時</p>

<p>2 懸案事項</p> <p>3 対応方針</p>	<p>2 懸案事案</p> <p>3 対応方針</p>
<p>別記様式第 10 号</p> <p>(削る。)</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">特定調理等活動終了報告書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(削る。)</p> <p>(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は <u>第 12</u> の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産 <u>(新食) 第</u>〇〇号により認定された〇〇〇〇 〇(外国人調理師等の氏名) <u>の実習計画</u> について、日本の食文化海外普及人材育成</p>	<p>別記様式第 10 号</p> <p><u>(取組実施機関→食料産業局長)</u></p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">特定調理等活動終了報告書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>(取組実施機関)</u></p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は <u>第 11</u> の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名) について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領 <u>第 13</u> の</p>

事業実施要領第14の1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしている場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第14の1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定調理等活動を終了した外国人調理師等

氏名

国籍・地域

帰国先

帰国予定日

- 2 受入期間

令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日(〇年〇ヶ月)

- 3 特定調理等活動を実施した受入機関名及び受入機関の所在地

1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定調理等活動を終了した外国人調理師等

氏名:

国籍:

帰国先:

(新設)

- 2 受入期間: 令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日(〇年〇ヶ月)

- 3 特定調理等活動を実施した受入機関名及び事業所名

<p><u>4</u> 特定調理等活動を実施した<u>事業所名</u>及び事業所の所在地</p> <p><u>5</u> 特定調理等活動の概要  ※実習計画についての実施状況等を記載  ※外国人調理師等の自己都合により特定調理等活動を終了した場合には、<u>その理由</u>を記載</p>	<p>特定調理等活動を実施した<u>受入機関</u>及び事業所の所在地</p> <p><u>4</u> 特定調理等活動の概要  ※実習計画についての実施状況等を記載  ※外国人調理師等の自己都合により特定調理等活動を終了した場合には、理由を記載</p>
<p>別記様式第 11 号  (削る。)</p> <p style="text-align: right;">年月日  (削る。)</p> <p style="text-align: center;">帰国後就業状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">(削る。)  所在地  名称  代表者の役職・氏名  (削る。)</p> <p>(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は <u>第 12</u> の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>	<p>別記様式第 11 号  <u>(取組実施機関→食料産業局長)</u></p> <p style="text-align: right;">年月日  <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">帰国後就業状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>(取組実施機関)</u>  所在地  名称  代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は <u>第 11</u> の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第14の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第12の2)に基づく実習計画変更をしている場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第14の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

記

1 特定調理等活動を終了した外国人調理師

氏名

国籍・地域

帰国先

帰国日

2 受入期間

令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日(〇年〇ヶ月)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

記

1 特定調理等活動を終了した外国人調理師

氏名:

国籍:

帰国先:

(新設)

2 受入期間:令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日(〇年〇

ヶ月)



<p>3 外国人調理師等の就業の状況</p> <p>(1) 就業年月日</p> <p>(2) 就業した機関名及び機関の所在地</p> <p>(3) 業務内容</p>	<p>3 外国人調理師等の就業の状況</p> <p>(1) 就業年月日</p> <p>(2) 就業した機関名及び機関住所</p> <p>(3) 業務内容</p>
<p>(削る。)</p>	<p>別記様式第 12 号</p> <p>(取組実施機関→食料産業局長)</p> <p style="text-align: right;">年月日 番 号</p> <p style="text-align: center;">休暇取得状況報告書</p> <p>農林水産省食料産業局長殿</p> <p style="text-align: center;">(取組実施機関)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>(これまでに実施要領第 5 の 1 (又は第 11 の 2) に基づく実習計画変更をしていない場合)</p>

	<p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(3)の規定に基づき、長期休暇を取得したので下記のとおり報告する。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(3)の規定に基づき、長期休暇を取得したので下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 長期休暇を取得した外国人調理師等 氏名： 住所： 国籍： 一時帰国先：</p> <p>2 特定調理等活動を実施している受入機関及び事業所名 特定調理等活動を実施している受入機関及び事業所の所在地</p> <p>3 休暇期間：令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日</p>
別記様式第 <u>12</u> 号	別記様式第 <u>14</u> 号

<p>(削る。)</p> <p style="text-align: right;">年月日 (削る。)</p> <p style="text-align: center;">状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業)</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">(削る。)</p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">(削る。)</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は<u>第12</u>の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産<u>(新食)第</u>〇〇号により認定された〇〇〇〇 (外国人調理師等の氏名) <u>の実習計画</u>について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領<u>第14</u>の1の<u>(3)</u> (、<u>(4)</u>、<u>(5)</u>、<u>(6)</u>又は<u>(7)</u>)の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は<u>第12</u>の2)に基づく実習計画変更<u>を</u>している場合)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取組実施機関→食料産業局長)</u></p> <p style="text-align: right;">年月日 <u>番号</u></p> <p style="text-align: center;">状況報告書</p> <p>農林水産省 <u>食料産業局長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>(取組実施機関)</u></p> <p style="text-align: center;">所在地 名称 代表者の役職・氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は<u>第11</u>の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)</p> <p>令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇 (外国人調理師等の氏名) について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領<u>第13</u>の1の<u>(5)</u> (、<u>(6)</u>、<u>(7)</u>又は<u>(8)</u>)の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。</p> <p>(これまでに実施要領第5の1 (又は<u>第11</u>の2)に基づく実習計画<u>を</u>変更している場合)</p>
---	---

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産(新食)第〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第14の1の(3)（、(4)、(5)、(6)又は(7)）の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

記

1 実施中の特定調理師等活動

(1) 外国人調理師等

氏名

住所

国籍・地域

(2) 受入期間

(3) 特定調理等活動を実施した受入機関名及び受入機関の所在地

(4) 特定調理等活動を実施した事業所名及び事業所の所在地

2 事態の概要

3 今後の見込及び対応策

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(5)（、(6)、(7)又は(8)）の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

記

1 実施中の特定調理師等活動

外国人調理師等の氏名

外国人調理師等の住所

外国人調理師等の国籍

受入期間

(新設)

事業所名

事業所住所

2 事態の概要

3 今後の見込及び対応策

附則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。